

全銀協 TIBOR 行動規範の遵守態勢に対する保証業務 に関する実務指針

平成 27 年 3 月 31 日
日本公認会計士協会

	項番号
はじめに	1
本実務指針における業務	2
保証業務の調書	7
行動規範の遵守態勢に関する保証業務の目的	8
経営者報告書による経営者の主張	9
行動規範の遵守態勢に関する保証業務の受託の前提	10
行動規範の遵守態勢に関する保証業務契約の締結	11
法令・倫理規則等の遵守	12
品質管理体制の具備	13
保証業務の計画と実施	14
不正リスクへの対応	18
保証業務の計画の策定	23
重要性	28
開示すべき重要な不備	30
保証業務の実施時期	31
十分かつ適切な証拠の入手	32
専門家の業務の利用等	35
経営者確認書の入手	37
要請した事項の確認が得られない場合	42
報告基準	43
結論の内容	44
後発事象	46
保証報告書の利用方法	47
適用	48
付録	
付録 1 全銀協 TIBOR 行動規範の遵守態勢に関する経営者報告書の文例	
付録 2 全銀協 TIBOR 行動規範の遵守態勢に関する保証報告書の文例	
付録 3 行動規範におけるリファレンス・バンクの遵守事項に対する保証業務手続例	
付録 4 経営者確認書の文例	

はじめに

1. TIBOR(Tokyo Inter Bank Offered Rate 東京銀行間取引金利) を始めとする金融指標は、貸出金利の指標やデリバティブ取引における精算額の確定のために幅広く活用され、我が国の金融市場で重要な役割を担っている。世界的な金融取引の拡大とともに年々金融指標の与える影響は増大しているが、欧州における LIBOR 不正操作事件に起因する金融指標の信頼性に関する疑義に対して、各国政府、規制当局、業界団体は様々な施策を導入してきた。

我が国においては、平成 26 年 5 月 30 日に公布された金融商品取引法第 156 条の 87 において、特定金融指標算出者に対し、特定金融指標算出業務に関する業務規程を定めることを要求しており、当該業務規程に特定金融指標算出者と算出基礎情報を提供する者との間で、遵守すべき事項である行動規範に係る契約を締結することを要求している。

また、一般社団法人全銀協 TIBOR 運営機関(以下「全銀協 TIBOR 運営機関」という。)から公表されている「全銀協 TIBOR 行動規範」(以下「行動規範」という。)では、全銀協 TIBOR 運営機関が選定した日本円 TIBOR 及びユーロ円 TIBOR のそれぞれについて、レートを呈示するリファレンス・バンク(以下「リファレンス・バンク」という。)に対して、レート呈示に関する適切性及び健全性確保のための態勢整備を要求している。

行動規範は、リファレンス・バンクに対して、行動規範の遵守状況に関する「外部監査」を実施することを要求している。なお、ここでいう「外部監査」は、行動規範でいうところの「外部監査」を意味しており、会計監査人による財務諸表監査を示すものではない。

本実務指針は、この態勢の整備状況に関する保証業務を公認会計士又は監査法人が行う際によりどころとなる保証業務の基準についての整理を行うとともに、保証業務の目的と範囲、保証業務の手続、保証報告書の作成等について留意すべき事項を実務指針として明らかにすることを目的とするものである。

本実務指針における業務

2. 本実務指針では、行動規範において規定する「外部監査」について、「全銀協 TIBOR 行動規範の遵守態勢に関する経営者報告書」(以下「経営者報告書」という。)の適正な開示を保証業務の主題として取り扱うこととした。さらに、リファレンス・バンクにおける行動規範の遵守態勢に関する保証業務を行う場合、本実務指針によることを明確にした。

なお、本実務指針では、行動規範の遵守態勢に関する保証業務を、一時点(以下「基準日」という。)における経営者の主張に対して行うことを前提としている。

保証の対象となるリファレンス・バンクの経営者は、行動規範を遵守する態勢を整

備及び運用していたか否かについて評価を行い、その結果を経営者報告書として開示し、保証業務の実施者（以下「業務実施者」という。）はその開示についての適正性に関する結論を報告する。本保証業務においては、リファレンス・バンクが呈示するレート水準が適正か否かについての保証は含まれていない。

3. 保証業務は、二重責任の原則を前提としている。例えば、財務諸表監査においては、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して適正な財務諸表を作成する一義的な責任は、企業（経営者）が有しており、監査人は、当該財務諸表の適正性について、一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って監査業務を実施し意見を表明する責任を有している。

当該二重責任の原則を本保証業務に当てはめて考えると、監査業務における財務諸表に相当するものは、経営者報告書に記載された行動規範の遵守態勢に関する経営者の主張（以下「経営者の主張」という。）であるといえる。また、リファレンス・バンクの経営者は、行動規範の遵守について適切な態勢を整備及び運用する責任を有しており、その旨は経営者報告書において主張される。業務実施者は、経営者の主張が全ての重要な点において、適正に記載されているかどうかについて、本実務指針に従って保証業務を実施する責任を有している。

4. 本保証業務は、業務実施者が、経営者の主張に対し、全ての重要な点において、適正に記載されているという高い水準の保証を提供するものではあるが、絶対的な保証を提供するものではない。これは、経営者の主張には判断に基づく情報が含まれていること、保証業務が原則として試査により実施されること、業務実施者が入手する証拠の多くは説得力のあるものではあっても絶対的なものではないこと、また、証拠の入手及び評価において業務実施者の判断が入ることから、たとえ適切な保証業務の計画を策定し適切に保証業務を実施しても、経営者の主張に対し絶対的な保証を与えることはできないことによるものである。
5. 本実務指針に基づく保証報告書は、財務諸表監査の監査報告書が広範囲の利害関係者によって利用されるのと対照的に、利用者は契約当事者であるリファレンス・バンクと全銀協 TIBOR 運営機関に限定されるべきである。このため、保証報告書の一部及び全部を引用することも、原則として容認してはならない。したがって、委託者（契約当事者であるリファレンス・バンク）との契約書及び保証報告書上、利用目的の制限を明記しなければならない。また、保証報告書の一部又は全部を引用することが制限される旨についても、契約書及び保証報告書に明記しなければならない。
6. リファレンス・バンクの経営者は、リファレンス・バンクが行動規範を遵守することを確保する責任を有する。その責任には以下のことが含まれる。
 - ・ 適用される法令を識別すること。
 - ・ 行動規範の遵守のための方針、手続、規則等を策定すること。
 - ・ 行動規範の遵守態勢に関する整備及び運用の状況を評価し、その評価結果と評価

結果の根拠となる文書化を行うこと。

- ・ 行動規範の遵守について保証を可能とする態勢を整備し及び運用すること。

保証業務の調書

7. 業務実施者は、経験豊富な業務実施者が、以前に当該業務に関与していなくとも以下の事項を理解できるように、保証業務の調書（以下「保証調書」という。）を適時に作成しなければならない。

- (1) 本実務指針に準拠して実施した手続の種類、時期及び範囲
- (2) 手続を実施した結果及び入手した証拠
- (3) 業務の過程で生じた重要な事項とその結論及びその際になされた職業的専門家としての重要な判断

当該保証調書は、業務実施者に帰属し、リファレンス・バンクの記録の代用とすることはできない。保証調書を保存する場合、保証等の対象のリファレンス・バンクに関する守秘義務に十分留意する必要がある。

なお、保証調書の作成に当たっては、財務諸表監査における監査調書に関する一般的な指針である監査基準委員会報告書 230「監査調書」が参考になる。

行動規範の遵守態勢に関する保証業務の目的

8. 行動規範の遵守態勢に関する保証業務の目的は、経営者報告書に記載された行動規範の遵守態勢に関する経営者の主張が、全ての重要な点において適正に記載されているかどうか結論を表明することにある。

なお、業務実施者は法律の専門家ではないため、本実務指針に基づいて業務実施者が発行する保証報告書は、行動規範の遵守態勢につき法的な見地からの判断を提供するものではない。

経営者報告書による経営者の主張

9. 経営者の主張は、経営者報告書に記載される。リファレンス・バンクの経営者は、経営者報告書に、以下の項目を簡潔明瞭に記載し、作成の年月日を付して自署押印する。

- ・ 経営者は、行動規範を遵守する責任を有している旨
- ・ 経営者は、行動規範の遵守について適切な態勢を整備及び運用する責任を有している旨
- ・ 経営者が、行動規範の遵守態勢について評価する手続を実施した旨
- ・ 当該評価手続の実施結果
- ・ 基準日以後経営者報告書の作成日までに行動規範の遵守に重要な影響を与える事象が生じた場合には、その事象及び影響

なお、経営者報告書の文例については、付録1に記載している。

行動規範の遵守態勢に関する保証業務の受託の前提

10. 行動規範の遵守態勢に関する保証業務を業務実施者が受託する場合は、以下の条件が満たされなければならない。

- ・ リファレンス・バンクの経営者が行動規範遵守のための態勢を整備及び運用する責任のあることを認識していること。
- ・ 行動規範遵守のための態勢に関する経営者の評価が実施され、経営者報告書作成の基礎となる文書及び資料が適切に整備及び保存されていること。
- ・ 経営者が行動規範遵守のための態勢に関する評価を行う際に採用した方法と評価の範囲について、十分に理解していること。

行動規範の遵守態勢に関する保証業務契約の締結

11. 行動規範の遵守態勢に関する保証業務を業務実施者が受託する場合は、リファレンス・バンクと少なくとも以下の条項を含めた契約書を作成しなければならない。

- ・ 第10項で示した業務受託の前提条件が満たされていることの文言
- ・ 業務実施者の責任の範囲等を明確にする文言
- ・ 保証報告書の利用者の限定及び利用制限
- ・ 業務実施者への協力事項
- ・ 弁護士等の専門家を利用する必要がある場合には、その旨の文言

法令・倫理規則等の遵守

12. 業務実施者は、本保証業務の実施に当たり、法令、当協会の定める倫理規則（主に第5条（基本原則3 職業的専門家としての能力及び正当な注意の原則）及び第6条（基本原則4 守秘義務の原則））を遵守しなければならない。

また、独立性については、独立性に関する指針（第2部 監査業務以外の保証業務における独立性）に基づいて判断しなければならない。

品質管理体制の具備

13. 業務実施者は、品質管理基準委員会報告書第1号「監査事務所における品質管理」に基づいて、本保証業務が適切に行われていることを合理的に確保するための方針及び手続を整備し、運用しなければならない。また、業務実施者は、監査事務所が定めた品質管理の方針及び手続を適用して、本保証業務を実施しなければならない。

保証業務の計画と実施

14. 業務実施者は、保証業務を効果的に実施できるように業務を計画しなければならない。
15. 業務実施者は、リファレンス・バンクの経営者が作成する経営者報告書の適正な開示が損なわれるリスク（以下「業務上のリスク」という。）があることを認識し、職業的専門家としての懐疑心を保持して保証業務を計画し、実施しなければならない。
16. 業務実施者は、業務上のリスクを識別し、保証の結果として結論の報告の基礎となる十分かつ適切な証拠収集手続を立案し実施するのに十分なように、リファレンス・バンクが行動規範を遵守するための適切な態勢の整備及び運用に影響を及ぼす事項を理解しなければならない。
17. 業務実施者は、業務実施期間中必要に応じて、業務の基本的な方針及び詳細な計画を見直し修正しなければならない。

不正リスクへの対応

18. 業務実施者は、保証業務の実施において不正又は法令に違反する重大な事実（以下「不正等」という。）を発見した場合には、経営者、取締役会及び監査役又は監査委員会に報告して適切な対応を求めるとともに、行動規範の遵守態勢の有効性に及ぼす影響の程度について評価しなければならない。
19. 監査基準委員会報告書 240「財務諸表監査における不正」によれば、不正とは、「不当又は違法な利益を得るために他者を欺く行為を伴う、経営者、取締役等、監査役等、従業員又は第三者による意図的な行為をいう。」とされており、本保証業務においては、例えば、行動規範の遵守態勢の有効性について意図的に虚偽の報告をする行為が挙げられる。
20. 不正への関与者により、不正は経営者不正と従業員不正に区分され、いずれの場合にも不正を隠蔽するために企業外の第三者との共謀や文書の偽造、虚偽の説明を伴うことが多い。
21. 本保証業務において、業務実施者は、経営者の作成した経営者報告書に重要な虚偽表示がないことについて意見を表明する責任を有しており、不正等が行動規範の遵守態勢の有効性に及ぼす影響の程度についての評価を行う責任は、一義的には経営者にある。
22. 本保証業務は、不正の発見をその直接の目的としているわけではないが、業務実施者が不正等が発見した場合は、行動規範の遵守態勢の有効性に問題があることが予想されるため、経営者に報告するとともに当該事象に関わる行動規範の遵守態勢の有効性評価への影響を検討する必要がある。

保証業務の計画の策定

23. 保証業務の計画とは、業務上のリスクを合理的に低い水準に抑えるために、保証業務の基本的な方針を策定し、詳細な保証業務の計画を作成することである。保証業務の計画を効果的かつ効率的に策定するためには、銀行実務に精通したメンバーや行動規範の遵守態勢に関する保証業務の経験や洞察力を十分に持った保証業務の責任者及び保証業務チームの主要なメンバーがその策定に参画しなければならない。
24. 経営者報告書の適正な開示に関する保証業務における計画は、実施手続の範囲は異なるものの、意義及び一般的な留意事項に関しては、財務諸表監査における監査計画と同じである。したがって、保証業務の計画を策定する場合には、財務諸表監査における監査計画に関する指針である監査基準委員会報告書 300「監査計画」を参考にするとともに、経営者報告書の適正な開示に関する保証業務に特有と思われる以下の項目に関しても留意する。
- ・ 行動規範及びリファレンス・バンクにおける取組状況（リファレンス・バンクの全銀協 TIBOR のレート呈示に係る業務内容、業務プロセス、情報技術への依存度及び情報システムの複雑性、経営者の主張に重要な影響を及ぼすと判断される取引、事象及び慣行を含む。）
 - ・ 全銀協 TIBOR のレート呈示に関する内部統制の整備及び運用基準
 - ・ 保証業務の実施過程及び入手可能な証拠の源泉
 - ・ 重要性及び業務上のリスクの予備的評価
 - ・ 補助者と専門家（専門家の業務を利用する場合）の要件
 - ・ 経営者による経営者報告書の適正な開示に関する評価方法
 - ・ リファレンス・バンクにおける業務分掌の状況（利益相反を管理するための態勢整備への影響度合いを含む。）
 - ・ 内部監査機能
 - ・ 文書の整備状況
 - ・ 経営者報告書の適正な開示状況に関する予備的評価
25. 経営者報告書の適正な開示に関する保証業務の計画を策定する際には、業務実施者は、行動規範の遵守態勢に係る事項を十分に理解しなければならない。
- 行動規範の遵守態勢に係る事項には、例えば、以下のような項目が考えられる。
- ・ 全銀協 TIBOR のレート呈示に係る法令
 - ・ 全銀協 TIBOR 業務規程
 - ・ 行動規範
 - ・ 行動規範遵守に関する規制当局の指導
 - ・ 全銀協 TIBOR 運営機関からの通知等
26. 行動規範の遵守態勢は、情報システムを用いて構築されることもある。そのような場合には、情報システムを用いた態勢の整備及び運用の状況を評価するために、シス

テム監査専門家の関与を検討する必要がある。

27. 業務実施者は、保証業務を計画し実施する際に重要性を考慮しなければならない。すなわち、リファレンス・バンクの作成する経営者報告書に、重要な虚偽の記載がないかどうかを判断するための手続を計画し、実施しなければならない。

重要性

28. 経営者報告書の適正な開示に関する保証報告書における重要性は、リファレンス・バンクの作成する経営者報告書が市場や利用者から信頼されるという行動規範の目的に資するかどうかにより重要な影響を及ぼすか否かが考慮される。

このため、経営者報告書の適正な開示に関する保証報告書における重要性では、量的要因と質的要因の両方の検討が含まれる。例えば、運用テストにおける許容逸脱率と実際の逸脱率（量的要因）、発見した逸脱の性質と原因（質的要因）の検討が含まれる。

29. 業務実施者は法律の専門家ではないため、発見事項の法律的な重要性の判断は、原則として行わない。

開示すべき重要な不備

30. 行動規範の遵守態勢に関する開示すべき重要な不備が存在する場合には、経営者報告書における当該不備の開示内容を検討する。開示すべき重要な不備とは、単独で、又は複数組み合わせ、行動規範の遵守態勢に重要な影響を及ぼす可能性が高い不備をいう。開示すべき重要な不備の判断指針は、リファレンス・バンクの置かれた環境や事業の特性等によって異なるものであり、一律に示すことはできないが、基本的には、リファレンス・バンクにおける行動規範の遵守態勢が不適切な全銀協 TIBOR レート呈示の発生を防止又は適時に発見できない可能性と影響の大きさのそれぞれから判断される。開示すべき重要な不備に該当するかどうかは、実際に不適切な全銀協 TIBOR レート呈示が発生したかどうかではなく、潜在的に不適切な全銀協 TIBOR レート呈示の発生を防止又は適時に発見できない可能性がどの程度あるか（潜在性）によって判断される。なお、開示すべき重要な不備が発見された場合であっても、それが報告書における評価時点（基準日）までに是正されていれば、行動規範の遵守について適切な態勢を整備及び運用していたと表明することができる。

保証業務の実施時期

31. 業務実施者は、基準日現在において、リファレンス・バンクが行動規範を遵守するための適切な態勢を整備及び運用していたか否かの経営者報告書の内容を判断できるよう、適切な時期に運用状況の評価の検討を行わなければならない。経営者の評価の実施から基準日までの期間に態勢に重要な変更があった場合、変更に係る行動規範

を遵守するための適切な態勢の整備及び運用状況の把握並びに評価のために必要な追加手続を実施しているかどうか確認するほか、自ら実施した運用状況の評価の検討のための手続が期中に行われた場合、当該評価結果が基準日現在も継続しているかどうか検討しなければならない。業務実施者は、運用状況の評価の検討のための手続実施後、基準日までの残存期間や運用状況の評価の検討のための手続実施の過程で入手した監査証拠の性質、基準日までの態勢の変更の有無について考慮し、企業のモニタリング手続の実施状況も参考にロールフォワード手続等追加の手続の必要性を検討しなければならない。

十分かつ適切な証拠の入手

32. 業務実施者は、行動規範の遵守態勢に関する保証業務の結論の形成に足る基礎を得るための十分かつ適切な証拠を入手しなければならない。十分かつ適切な証拠を入手するための具体的な手続及び入手した証拠の評価は、業務実施者が本保証業務の実情に応じて、職業的専門家としての判断を基に個別に決定する。入手すべき証拠又はその組合せを決定する際には、通常、以下の点に留意する。

- ・ リファレンス・バンクから独立した情報源から入手した証拠は、リファレンス・バンクから入手した証拠より証明力が強い。
- ・ 業務実施者が直接入手した証拠（例えば、態勢の観察により入手した証拠）は、間接的又は推測によって入手する証拠（例えば、態勢についての質問から入手した証拠）よりも、証明力が強い。
- ・ 証拠は、紙媒体、電子媒体又はその他の媒体であろうと、文書化されたものの方が、口頭で得たものよりも証明力が強い。
- ・ 原本によって提供された証拠は、コピーやファックス、フィルム化、デジタル化その他の方法で電子媒体に変換された文書によって提供された証拠よりも、証明力が強い。

33. 業務実施者は、複数の情報源から入手した証拠又は異なる種類の証拠が相互に矛盾しない場合には、通常、個々の証拠より高い心証を得られる。一方、複数の情報源から入手した証拠又は異なる種類の証拠に矛盾がある場合には、証明力が低い場合もある。例えば、リファレンス・バンクから独立した情報源から入手した情報が裏付けとなる場合、経営者による陳述から得られた心証が一層確かなものになる。しかし、ある情報源から入手した証拠が他の情報源から入手した証拠と矛盾する場合、業務実施者はその矛盾を解消するため、どのような保証業務の手続を変更又は追加して実施しなければならないかを検討する。

十分かつ適切な証拠の入手に関しては、財務諸表監査における十分かつ適切な監査証拠の入手に関する監査基準委員会報告書 500「監査証拠」が参考になる。

さらに、業務実施者がサンプリングの手法を用いて業務手続を実施する場合には、

監査基準委員会報告書 530「監査サンプリング」が参考になる。

34. 業務実施者は、リファレンス・バンクに対する金融検査に関して、行動規範の遵守態勢に関連する主要な検査結果や検査に関する規制当局とリファレンス・バンクとの間のコミュニケーションについて閲覧を行う。

専門家の業務の利用等

35. 業務実施者が専門家の業務を利用する場合には、以下を実施しなければならない。
- ・ 業務実施者は、その利用する専門家が、業務実施者の目的に照らして必要な適性、能力及び客観性を備えているかどうかを評価しなければならない。業務実施者が外部の専門家を利用する場合、客観性の評価の手続には、当該専門家の客観性を阻害する可能性がある利害関係についての質問を含めなければならない。
 - ・ 業務実施者は、その利用する専門家の専門分野を十分に理解しなければならない。
 - ・ 業務実施者は、その利用する専門家の業務の内容、範囲及び目的について当該専門家と合意しなければならない。

委託業務の内部統制の有効性の評価に関しては、監査基準委員会報告書 402「業務を委託している企業の監査上の考慮事項」が参考になる。

36. 業務実施者が内部監査人の作業の利用を計画する場合には、内部監査人の作業が業務の目的に照らして適切かどうかを判断するために、以下を評価しなければならない。
- ・ 内部監査機能の客観性
 - ・ 内部監査人の専門的能力
 - ・ 内部監査人が専門職として正当な注意を払い作業を実施するかどうか。
 - ・ 内部監査人と業務実施者との間で有効なコミュニケーションが図れるかどうか。

経営者確認書の入手

37. 業務実施者は、全銀協 TIBOR のレート呈示における行動規範遵守に関する最終的な責任を有し、確認事項についての知識を有する経営者に対して、経営者が当該保証業務に関連すると認識している全ての情報を業務実施者に提供した旨、及び、全ての関連する事項が経営者の主張に反映されている旨を含む全銀協 TIBOR のレート呈示における行動規範遵守の評価について経営者確認書を提出するように要請しなければならない。仮に、それら以外にも経営者の主張に関連する他の証拠を裏付けるために必要と判断した事項がある場合には、その事項についても経営者確認書による確認を要請しなければならない。また、経営者確認書による確認事項が経営者の主張に対して重要な場合には、他の確認事項（口頭でも書面でも）を含む他の入手した証拠との整合性や合理性を評価しなければならない。経営者が当該事項について十分な情報を持っていると考えられるかどうか検討しなければならない。経営者確認書入手の目的や確認事項等は、監査基準委員会報告書 580「経営者確認書」（以下「監基報 580」と

いう。)に記載されているものと基本的には同じである。

経営者確認書には、少なくとも以下の項目を記載しなければならず、必要に応じて上記監基報 580 を参考に適宜確認事項を追加する。

- ・ 経営者は、行動規範を遵守する責任を有している旨
- ・ 行動規範の遵守について、適切な態勢を整備及び運用する責任は経営者にある旨
- ・ 会社が行動規範を遵守するための適切な態勢を整備及び運用していたことを確かめるために適切な手続を実施した旨
- ・ 経営者の実施した行動規範の遵守態勢の評価の結果
- ・ 経営者は、経営者の主張に関連すると認識している記録、文書及びその他の物を含む全ての情報を業務実施者に提供した旨
- ・ 経営者は、保証業務のために業務実施者が要請した全ての情報を業務実施者に提供した旨
- ・ 経営者は、業務実施者が証拠を入手するために必要な人物へのアクセスを提供した旨
- ・ 行動規範の遵守態勢の開示すべき重要な不備等、行動規範の非遵守、行動規範の遵守態勢に影響を与える可能性のある不正及び訴訟事件等又はそれらの疑いのある事項は、業務実施者に対して全て報告した旨
- ・ 行動規範の遵守態勢に重要な影響を及ぼす事象が、経営者確認書時点までに新たに生じているか否か（生じている場合には、その旨及び内容）
- ・ 経営者の意思や判断に依存している重要な事項
- ・ 行政官庁からの通告・指導等で行動規範の遵守態勢に重要な影響を与える事項
- ・ 会社の従業員、元従業員、投資家、行政官庁等の規制当局又はその他の者から入手した、行動規範の遵守態勢に影響する不正の申立て又は不正の疑いに関する情報
- ・ その他、業務実施者が必要と認めて確認を求めた事項

なお、行動規範の遵守態勢に関する経営者確認書の文例については、付録 4 に記載している。

38. 経営者確認書の日付は、保証報告書の日付より後であってはならない。業務実施者は、保証報告書の日付までに発生した事象を考慮するため、経営者確認書の日付は、通常、保証報告書の日付とする。
39. 業務実施者は、経営者の能力、誠実性若しくは倫理観、又はこれらに対する経営者の取組若しくは実践について懸念がある場合、そのような懸念が口頭又は書面による陳述の信頼性及び証拠全体の証明力に及ぼす影響を判断しなければならない。
40. 特に、経営者確認書が他の証拠と矛盾する場合、業務実施者は、問題を解消するための保証業務の手続を実施しなければならない。業務実施者は、問題が解消しない場合、経営者の能力、誠実性若しくは倫理観、又はこれらに対する経営者の取組若しくは

は実践についての評価を再検討し、それが口頭又は書面による陳述の信頼性及び証拠全体の証明力に及ぼす影響を判断しなければならない。

41. 業務実施者は、経営者確認書に信頼性がないと判断した場合、監基報 580 第 19 項及び監査基準委員会報告書 705「独立監査人の監査報告書における除外事項付意見」（以下「監基報 705」という。）を参考に、結論に及ぼす影響を判断することを含め、適切な措置を講じなければならない。

要請した事項の確認が得られない場合

42. 監基報 580 による取扱いと同様、業務実施者が確認を要請した事項の全部又は一部について経営者から確認を得られない場合、業務実施者は、以下の事項を実施しなければならない。

- (1) 当該事項について経営者と協議すること。
- (2) 経営者の誠実性を再評価し、口頭又は書面による陳述の信頼性及び証拠全体の証明力に及ぼす影響を評価すること。
- (3) 監基報 580 第 19 項及び監基報 705 に基づき、結論への影響を判断することを含め、適切な措置を講ずること。

報告基準

43. 業務実施者は、行動規範の遵守に関する保証業務の結論の形成に足る基礎を得るための十分かつ適切な証拠を入手することにより、経営者報告書が適正に記載されているかの結論の形成を行う。結論の報告に当たっては、以下の点に留意しなければならない。

- ・ 業務実施者は、保証報告書において、経営者の責任、業務実施者の責任及び保証対象の信頼性についての結論を明瞭に記載する。
- ・ 業務実施者は、結論の報告に先立ち、自らの結論が保証業務に適用される基準に準拠して適切に形成されていることを確かめるため、結論の報告に関する審査を受けなければならない。

結論の内容

44. 経営者報告書が適正に記載されているとは、経営者報告書に重要な虚偽表示（脱漏を含む。）がないということであり、具体的には、本実務指針に準拠して、次の点が適切であることを意味している。経営者報告書において、次の重要な点につき記載が適切でないものがある場合は、業務実施者は肯定的結論を表明してはならない。

- (1) 行動規範の遵守態勢に係る評価範囲
- (2) 行動規範の遵守態勢に係る評価手続
- (3) 行動規範の遵守態勢に係る評価結果

(4) 付記事項等の内容

45. 保証報告書において、報告する結論等の類型は、保証結果等に応じて以下のように分類される。

- (1) 肯定的結論の報告
- (2) 除外事項を付した肯定的結論の報告
- (3) 否定的結論の報告
- (4) 結論を報告しない。

保証業務の結果、経営者報告書に記載された経営者の主張が、全ての重要な点において適正に記載されていると結論を報告するに足る、十分かつ適切な証拠を入手した場合には、保証業務の対象である経営者の主張に対して、(1)の肯定的結論の報告を行う。なお、経営者報告書に行動規範の遵守態勢に関して開示すべき重要な不備が開示されている場合で、かつ、当該事項が適正に記載されていると判断したときには、経営者報告書を理解する基礎として重要であるため、当該事項を強調して注意を喚起する必要があると判断し、保証報告書に強調事項区分を設けなければならない。当該区分には、行動規範の遵守態勢に関する開示すべき重要な不備が存在している旨、及びその具体的な内容について記載しなければならない。当該事項は経営者報告書に記載された情報のみを記載するものでなければならない。

一方、当該虚偽表示が経営者報告書に及ぼす影響が、個別に又は集計した場合に重要かつ広範であると判断するときは(3)の否定的結論の報告を行うこととなる。(2)又は(3)の報告を行うときは、経営者の主張に対する結論において、除外事項とした又は否定的結論に至った重要な虚偽表示の内容について記載しなければならない。

また、行動規範の遵守態勢に関する保証業務において範囲に関する制限が存在した場合、すなわち、重要な保証業務の手続について実施することができなかった場合、未発見の虚偽表示がもしあるとすれば、それが経営者報告書に及ぼす可能性のある影響が重要であるが広範ではないと判断するときは(2)の除外事項を付した肯定的結論を報告することとなる。しかし、経営者報告書に及ぼす可能性のある影響が重要かつ広範であると判断するときは、結論を報告してはならない。このときは、行動規範の遵守態勢に関する結論を報告しない旨及びその理由を記載しなければならない。

なお、行動規範の遵守態勢に関する保証報告書の文例については、付録2に記載している。

後発事象

46. 行動規範の遵守態勢に重要な影響をもたらす事象が、行動規範の遵守態勢に関する基準日の後、保証報告書の日（以下「保証報告書日」という。）までに発生した場合には、当該事象を行動規範の遵守態勢に関する保証業務の後発事象として取り扱う。この後発事象に関する業務実施者による検討は、財務諸表監査における後発事象の監

査人による検討と同じである。

業務実施者は、基準日から保証報告書日までの期間について、行動規範の遵守態勢について追加の情報を提供する事象を発見するために、例えば、規制当局、全銀協 TIBOR 運営機関等に対する報告書についての質問・検討手続等を実施する。

本保証業務の後発事象は次のように分類される。

- (1) 基準日の後、保証報告書日までに発生した事象で、基準日における行動規範の遵守態勢に関する経営者の主張の記載の適正性に影響を与える可能性がある事象

業務実施者は、基準日現在の行動規範の遵守態勢に関する経営者の主張の記載の適正性に重要な影響を与えると判断される後発事象を認識した場合、保証報告書において、除外事項を付した肯定的結論又は否定的結論を報告すべきである。また、認識した後発事象について、基準日現在の行動規範の遵守態勢に関する経営者の主張の適正性に与える影響が予測できない場合には、結論を報告してはならない。

- (2) 基準日の後、保証報告書日までに発生した事象で、基準日後の行動規範の遵守態勢に関して影響を与える事象

基準日現在のリファレンス・バンクの行動規範の遵守には影響を与えないが、その後生じた状況に関連した基準日後の行動規範の遵守に影響を与える後発事象を認識した場合、当該後発事象の行動規範の遵守に与える影響が重要であると業務実施者が判断したときには、保証報告書において、リファレンス・バンク及び全銀協 TIBOR 運営機関の注意を喚起するため、強調事項区分を設けて当該事象の内容及び影響について記載する。

保証報告書の利用方法

47. 財務諸表監査において、監査対象である財務諸表と監査報告書が同一の書類に併せて利用されているのと同様に、リファレンス・バンクの経営者報告書と保証報告書は、併せて利用されるようにしなければならない。

適用

48. 本実務指針は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

以 上

付録1 全銀協 TIBOR 行動規範の遵守態勢に関する経営者報告書の文例

1. 行動規範の遵守態勢に関して開示すべき重要な不備が存在しない場合の文例

<p>全銀協 TIBOR 行動規範の遵守態勢に関する経営者報告書</p> <p style="text-align: right;">平成×年×月×日</p> <p style="text-align: right;">株式会社〇〇銀行 取締役社長 〇〇〇〇 印</p> <p>私は、株式会社〇〇銀行の経営者として、全銀協 TIBOR 行動規範を遵守し、さらに遵守するための適切な態勢を整備し、運用する責任を有している。</p> <p>私は、株式会社〇〇銀行が全銀協 TIBOR 行動規範を遵守するための適切な態勢を整備及び運用していたことを確かめるため一定の手続を実施した。</p> <p>この手続の実施の結果、私は、平成×年×月×日現在において、株式会社〇〇銀行が全銀協 TIBOR 行動規範を遵守するための適切な態勢を整備及び運用していたことを表明する。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>

(注) 基準日以降経営者報告書の作成日までに行動規範の遵守に重要な影響を与える事象が生じた場合には、その事象及び影響について記載する。

2. 行動規範の遵守態勢に関して開示すべき重要な不備が存在する場合の文例

<p>・・・</p> <p>この手続の実施の結果、私は、平成×年×月×日現在において、下記の事項を除いて、株式会社〇〇銀行が全銀協 TIBOR 行動規範を遵守するための適切な態勢を整備及び運用していたことを表明する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>(開示すべき重要な不備の具体的な内容に関する記載)</p> <p>(1) ・・・</p>

(注) 基準日以降経営者報告書の作成日までに行動規範の遵守に重要な影響を与える事象が生じた場合には、その事象及び影響について記載する。

付録2 全銀協 TIBOR 行動規範の遵守態勢に関する保証報告書の文例

1. 肯定的結論の場合の文例

全銀協 TIBOR 行動規範の遵守態勢に関する独立した業務実施者による保証報告書

平成×年×月×日

株式会社〇〇銀行
取締役会御中

〇〇監査法人
代表社員
業務執行社員 公認会計士 〇〇〇〇 印
業務執行社員 公認会計士 〇〇〇〇 印
(注1)

当監査法人（注2）は、貴社の委嘱に基づいて、全銀協 TIBOR 行動規範の遵守態勢に関する経営者報告書（以下「経営者報告書」という。）に記載されている、株式会社〇〇銀行（以下「会社」という。）が平成×年×月×日現在において、全銀協 TIBOR 行動規範を遵守するための適切な態勢を整備及び運用していたという旨の経営者の主張について保証業務を行った。

全銀協 TIBOR 行動規範の遵守に対する経営者の責任

会社の経営者は、全銀協 TIBOR 行動規範を遵守するための適切な態勢を整備及び運用し、全銀協 TIBOR 行動規範の遵守態勢に関する経営者報告書を適正に作成する責任を有している。

当監査法人（注2）の責任

当監査法人（注2）は、独立の立場から、会社が全銀協 TIBOR 行動規範を遵守するための適切な態勢を整備及び運用していた旨の経営者の主張に対する結論を報告する責任を有している。

当監査法人（注2）は、日本公認会計士協会の定める業種別委員会実務指針第52号「全銀協 TIBOR 行動規範の遵守態勢に対する保証業務に関する実務指針」に準拠して保証業務を行った。保証業務は、試査を基礎として行われ、経営者が実施した全銀協 TIBOR 行動規範を遵守するための適切な態勢を整備及び運用していたことを確かめるための一定の手続の評価も含んでいる。

当監査法人（注2）は、保証業務の結果として結論の報告の基礎となる十分かつ適切な証拠を入手したと判断している。

結論

当監査法人（注2）は、会社が平成×年×月×日現在において、全銀協 TIBOR 行動規範を遵守するための適切な態勢を整備及び運用していたという旨の経営者の主張が、すべての重要な点において適正に記載されているものと認める。

本報告書の利用制限等

当監査法人（注2）が行った保証業務は、試査の適用、内部統制の限界等の理由により保証業務固有の限界があり、平成×年×月×日時点のみを対象として実施したものである。したがって、本報告書はそれ以外のいかなる時点に対して何ら結論の報告をするものではない。

なお、本報告書は、会社と一般社団法人全銀協 TIBOR 運営機関の利用に供することを目的として作成されたものであり、その他の第三者の利用を目的としたものではない。したがって、その他の第三者に対して、本報告書に係る保証業務が実施されたこと又は本報告書が提出されたことを開示してはならず、さらに、本報告書の提示又は内容の全部若しくは一部の引用を行ってはならない。本報告書に関し、当監査法人（注2）は、その帰責事由の有無を問わずその他の第三者に対して何ら責任を負うものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員（注2）の間には、公認会計士法の規定に準じて記載すべき利害関係はない。

以 上

（注1）保証業務責任者の肩書は、状況に応じて適宜、適切に修正する。

（注2）業務の実施者が公認会計士の場合には、「私」又は「私たち」とする。

2. 経営者報告書に開示すべき重要な不備が開示されている場合の文例

全銀協 TIBOR 行動規範の遵守態勢に関する独立した業務実施者による保証報告書

平成×年×月×日

株式会社〇〇銀行

取締役会御中

〇〇監査法人

代表社員

公認会計士 〇〇〇〇 印

業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 〇〇〇〇 印

(注1)

当監査法人（注2）は、貴社の委嘱に基づいて、全銀協 TIBOR 行動規範の遵守態勢に関する経営者報告書（以下「経営者報告書」という。）に記載されている、株式会社〇〇銀行（以下「会社」という。）が平成×年×月×日現在において、全銀協 TIBOR 行動規範を遵守するための適切な態勢を整備及び運用していたという旨の経営者の主張について保証業務を行った。

全銀協 TIBOR 行動規範の遵守に対する経営者の責任

会社の経営者は、全銀協 TIBOR 行動規範を遵守するための適切な態勢を整備及び運用し、全銀協 TIBOR 行動規範の遵守態勢に関する経営者報告書を適正に作成する責任を有している。

当監査法人（注2）の責任

当監査法人（注2）は、独立の立場から、会社が全銀協 TIBOR 行動規範を遵守するための適切な態勢を整備及び運用していた旨の経営者の主張に対する結論を報告する責任を有している。

当監査法人（注2）は、日本公認会計士協会の定める業種別委員会実務指針第 52 号「全銀協 TIBOR 行動規範の遵守態勢に対する保証業務に関する実務指針」に準拠して保証業務を行った。保証業務は、試査を基礎として行われ、経営者が実施した全銀協 TIBOR 行動規範を遵守するための適切な態勢を整備及び運用していたことを確かめるための一定の手続の評価も含んでいる。

当監査法人（注2）は、保証業務の結果として結論の報告の基礎となる十分かつ適切な証拠を入手したと判断している。

結論

当監査法人（注2）は、会社が平成×年×月×日現在において、経営者報告書に記載されている事項を除き、全銀協 TIBOR 行動規範を遵守するための適切な態勢を整備及び運用していたという旨の経営者の主張が、すべての重要な点において適正に記載されているものと認める。

強調事項

経営者報告書に記載のとおり、下記のような全銀協 TIBOR 行動規範を遵守態勢に関する開示すべき重要な不備が存在している。

記

（開示すべき重要な不備の具体的な内容に関する記載）

(1) . . .

本報告書の利用制限等

当監査法人（注2）が行った保証業務は、試査の適用、内部統制の限界等の理由により保証業務固有の限界があり、平成×年×月×日時点のみを対象として実施したものである。したがって、本報告書はそれ以外のいかなる時点に対して何ら結論の報告をするものではない。

なお、本報告書は、会社と一般社団法人全銀協 TIBOR 運営機関の利用に供することを目的として作成されたものであり、その他の第三者の利用を目的としたものではない。したがって、その他の第三者に対して、本報告書に係る保証業務が実施されたこと又は本報告書が提出されたことを開示してはならず、さらに、本報告書の提示又は内容の全部若しくは一部の引用を行ってはならない。本報告書に関し、当監査法人（注2）は、その帰責事由の有無を問わずその他の第三者に対して何ら責任を負うものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員（注2）の間には、公認会計士法の規定に準じて記載すべき利害関係はない。

以 上

（注1）保証業務責任者の肩書は、状況に応じて適宜、適切に修正する。

（注2）業務の実施者が公認会計士の場合には、「私」又は「私たち」とする。

3. 否定的結論の場合の文例

全銀協 TIBOR 行動規範の遵守態勢に関する独立した業務実施者による保証報告書

平成×年×月×日

株式会社〇〇銀行

取締役会御中

〇〇監査法人

代表社員

公認会計士 〇〇〇〇 印

業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 〇〇〇〇 印

(注1)

当監査法人(注2)は、貴社の委嘱に基づいて、全銀協 TIBOR 行動規範の遵守態勢に関する経営者報告書(以下「経営者報告書」という。)に記載されている、株式会社〇〇銀行(以下「会社」という。)が平成×年×月×日現在において、全銀協 TIBOR 行動規範を遵守するための適切な態勢を整備及び運用していたという旨の経営者の主張について保証業務を行った。

全銀協 TIBOR 行動規範の遵守に対する経営者の責任

会社の経営者は、全銀協 TIBOR 行動規範を遵守するための適切な態勢を整備及び運用し、全銀協 TIBOR 行動規範の遵守態勢に関する経営者報告書を適正に作成する責任を有している。

当監査法人(注2)の責任

当監査法人(注2)は、独立の立場から、会社が全銀協 TIBOR 行動規範を遵守するための適切な態勢を整備及び運用していた旨の経営者の主張に対する結論を報告する責任を有している。

当監査法人(注2)は、日本公認会計士協会の定める業種別委員会実務指針第52号「全銀協 TIBOR 行動規範の遵守態勢に対する保証業務に関する実務指針」に準拠して保証業務を行った。保証業務は、試査を基礎として行われ、経営者が実施した全銀協 TIBOR 行動規範を遵守するための適切な態勢を整備及び運用していたことを確かめるための一定の手続の評価も含んでいる。

当監査法人(注2)は、保証業務の結果として否定的結論の報告の基礎となる十分かつ適切な証拠を入手したと判断している。

否定的結論の根拠

[否定的結論の根拠について記述する。]

否定的結論

当監査法人（注2）は、「否定的結論の根拠」に記載した事項の経営者の主張に及ぼす影響の重要性に鑑み、会社が平成×年×月×日現在において、全銀協 TIBOR 行動規範を遵守するための適切な態勢を整備及び運用していたという旨の経営者の主張が、適正に記載されていないものと認める。

本報告書の利用制限等

当監査法人（注2）が行った保証業務は、試査の適用、内部統制の限界等の理由により保証業務固有の限界があり、平成×年×月×日時点のみを対象として実施したものである。したがって、本報告書はそれ以外のいかなる時点に対して何ら結論の報告をするものではない。

なお、本報告書は、会社と一般社団法人全銀協 TIBOR 運営機関の利用に供することを目的として作成されたものであり、その他の第三者の利用を目的としたものではない。したがって、その他の第三者に対して、本報告書に係る保証業務が実施されたこと又は本報告書が提出されたことを開示してはならず、さらに、本報告書の提示又は内容の全部若しくは一部の引用を行ってはならない。本報告書に関し、当監査法人（注2）は、その帰責事由の有無を問わずその他の第三者に対して何ら責任を負うものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員（注2）の間には、公認会計士法の規定に準じて記載すべき利害関係はない。

以 上

（注1）保証業務責任者の肩書は、状況に応じて適宜、適切に修正する。

（注2）業務の実施者が公認会計士の場合には、「私」又は「私たち」とする。

4. 保証業務手続に重要な制限を課されたことを除外事項として付した結論の場合の文例

全銀協 TIBOR 行動規範の遵守態勢に関する独立した業務実施者による保証報告書

平成×年×月×日

株式会社〇〇銀行
取締役会御中

〇〇監査法人
代表社員
業務執行社員 公認会計士 〇〇〇〇 印
業務執行社員 公認会計士 〇〇〇〇 印
(注1)

当監査法人(注2)は、貴社の委嘱に基づいて、全銀協 TIBOR 行動規範の遵守態勢に関する経営者報告書(以下「経営者報告書」という。)に記載されている、株式会社〇〇銀行(以下「会社」という。)が平成×年×月×日現在において、全銀協 TIBOR 行動規範を遵守するための適切な態勢を整備及び運用していたという旨の経営者の主張について保証業務を行った。

全銀協 TIBOR 行動規範の遵守に対する経営者の責任

会社の経営者は、全銀協 TIBOR 行動規範を遵守するための適切な態勢を整備及び運用し、全銀協 TIBOR 行動規範の遵守態勢に関する経営者報告書を適正に作成する責任を有している。

当監査法人(注2)の責任

当監査法人(注2)は、独立の立場から、会社が全銀協 TIBOR 行動規範を遵守するための適切な態勢を整備及び運用していた旨の経営者の主張に対する結論を報告する責任を有している。

当監査法人(注2)は、下記事項を除き、日本公認会計士協会の定める業種別委員会実務指針第52号「全銀協 TIBOR 行動規範の遵守態勢に対する保証業務に関する実務指針」に準拠して保証業務を行った。保証業務は試査を基礎として行われ、経営者が実施した全銀協 TIBOR 行動規範を遵守するための適切な態勢を整備及び運用していたことを確かめるための一定の手続の評価も含んでいる。

当監査法人(注2)は、限定付肯定的結論の報告の基礎となる十分かつ適切な証拠を入手したと判断している。

限定付肯定的結論の根拠

〔実施できなかった重要な手続の説明〕

したがって、当監査法人（注2）は、・・・・・・について、十分かつ適切な証拠を入手することができなかった。

限定付肯定的結論

当監査法人（注2）は、「限定付肯定的結論の根拠」に記載した事項が経営者の主張に及ぼす可能性のある影響を除き、会社が平成×年×月×日現在において、全銀協 TIBOR 行動規範を遵守するための適切な態勢を整備及び運用していたという旨の経営者の主張が、すべての重要な点において適正に記載されているものと認める。

本報告書の利用制限等

当監査法人（注2）が行った保証業務は、試査の適用、内部統制の限界等の理由により保証業務固有の限界があり、平成×年×月×日時点のみを対象として実施したものである。したがって、本報告書はそれ以外のいかなる時点に対して何ら結論の報告をするものではない。

なお、本報告書は、会社と一般社団法人全銀協 TIBOR 運営機関の利用に供することを目的として作成されたものであり、その他の第三者の利用を目的としたものではない。したがって、その他の第三者に対して、本報告書に係る保証業務が実施されたこと又は本報告書が提出されたことを開示してはならず、さらに、本報告書の提示又は内容の全部若しくは一部の引用を行ってはならない。本報告書に関し、当監査法人（注2）は、その帰責事由の有無を問わずその他の第三者に対して何ら責任を負うものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員（注2）の間には、公認会計士法の規定に準じて記載すべき利害関係はない。

以 上

（注1）保証業務責任者の肩書は、状況に応じて適宜、適切に修正する。

（注2）業務の実施者が公認会計士の場合には、「私」又は「私たち」とする。

5. 保証業務手続に重要な制限を課されたため結論を報告しない場合の文例

全銀協 TIBOR 行動規範の遵守態勢に関する独立した業務実施者による保証報告書

平成×年×月×日

株式会社〇〇銀行

取締役会御中

〇〇監査法人

代表社員

公認会計士 〇〇〇〇 印

業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 〇〇〇〇 印

(注1)

当監査法人(注2)は、貴社の委嘱に基づいて、全銀協 TIBOR 行動規範の遵守態勢に関する経営者報告書(以下「経営者報告書」という。)に記載されている、株式会社〇〇銀行(以下「会社」という。)が平成×年×月×日現在において、全銀協 TIBOR 行動規範を遵守するための適切な態勢を整備及び運用していたという旨の経営者の主張について保証業務を行った。

全銀協 TIBOR 行動規範の遵守に対する経営者の責任

会社の経営者は、全銀協 TIBOR 行動規範を遵守するための適切な態勢を整備及び運用し、全銀協 TIBOR 行動規範の遵守態勢に関する経営者報告書を適正に作成する責任を有している。

当監査法人(注2)の責任

当監査法人(注2)は、独立の立場から、日本公認会計士協会の定める業種別委員会実務指針第52号「全銀協 TIBOR 行動規範の遵守態勢に対する保証業務に関する実務指針」に準拠して、会社が全銀協 TIBOR 行動規範を遵守するための適切な態勢を整備及び運用していた旨の経営者の主張に対する結論を報告する責任を有している。

しかしながら、「結論不表明の根拠」に記載した事項により、当監査法人(注2)は、結論の報告の基礎となる十分かつ適切な証拠を入手することができなかった。

結論不表明の根拠

[手続の範囲の制限について記述する。]

このため、当監査法人(注2)は、会社の平成×年×月×日現在の全銀協 TIBOR 行動規範を遵守するための適切な態勢を整備及び運用していたという旨の経営者報告書に関して、何らかの修正が必要かどうかについて判断することができなかった。

結論不表明

当監査法人（注2）は、「結論不表明の根拠」に記載した事項の経営者の主張に及ぼす可能性のある影響の重要性に鑑み、結論の報告の基礎となる十分かつ適切な証拠を入手することができなかつたため、会社が平成×年×月×日現在において、全銀協 TIBOR 行動規範を遵守するための適切な態勢を整備及び運用していたという旨の経営者の主張が適正に記載されているかどうかについて結論を報告しない。

本報告書の利用制限等

当監査法人（注2）が行った保証業務は、試査の適用、内部統制の限界等の理由により保証業務固有の限界があり、平成×年×月×日時点のみを対象として実施したものである。したがって、本報告書はそれ以外のいかなる時点に対して何ら結論の報告をするものではない。

なお、本報告書は、会社と一般社団法人全銀協 TIBOR 運営機関の利用に供することを目的として作成されたものであり、その他の第三者の利用を目的としたものではない。したがって、その他の第三者に対して、本報告書に係る保証業務が実施されたこと又は本報告書が提出されたことを開示してはならず、さらに、本報告書の提示又は内容の全部若しくは一部の引用を行ってはならない。本報告書に関し、当監査法人（注2）は、その帰責事由の有無を問わずその他の第三者に対して何ら責任を負うものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員（注2）の間には、公認会計士法の規定に準じて記載すべき利害関係はない。

以 上

（注1）保証業務責任者の肩書は、状況に応じて適宜、適切に修正する。

（注2）業務の実施者が公認会計士の場合には、「私」又は「私たち」とする。

6. 基準日現在の全銀協 TIBOR 行動規範の遵守態勢には影響を与えないが、基準日後の態勢に影響を与える後発事象について追記情報を記載する場合の文例（全銀協 TIBOR 行動規範の遵守態勢に関する経営者報告書に記載がある場合）

（省略）

結論

当監査法人（注）は、会社が平成×年×月×日現在において、全銀協 TIBOR 行動規範を遵守するための適切な態勢を整備及び運用していたという旨の経営者の主張が、すべての重要な点において適正に記載されているものと認める。

強調事項

全銀協 TIBOR 行動規範の遵守態勢に関する経営者報告書に記載のとおり、会社は、平成×年×月×日付で会社を存続会社とし〇〇株式会社を消滅会社とする吸収合併を行っている。当該事項は当監査法人（注）の結論に影響を及ぼすものではない。

（省略）

（注）業務の実施者が公認会計士の場合には、「私」又は「私たち」とする。

付録3 行動規範におけるリファレンス・バンクの遵守事項に対する保証業務手続例

以下は、リファレンス・バンクにおける標準的な態勢を前提とした保証業務手続の一例である。遵守態勢は、各行の業容や管理体制によって異なることが想定され、必ずしも以下のような態勢が求められるのではなく、また以下の態勢が整備及び運用されていることをもって、直ちに行動規範を遵守するための適切な態勢が整備及び運用されていたことを意味するものではないことに留意する必要がある。

なお、以下は業務実施者の理解のための例示であるが、実施すべき保証業務手続を網羅したものではない。

行動規範項目	リファレンス・バンクの遵守事項	保証業務手続項目例
(1) 定義に基づくレート呈示	リファレンス・バンクは、定義に即したレート呈示を行うに当たり、呈示レートの決定に際して参照する取引や定性的情報等の種類・範囲についての基準を整備するものとする。	呈示レートを決定する際に参照する取引や定性的情報等の種類や範囲等があらかじめ社内規程に定められているか。
(2) 適切なレート呈示が行われるための態勢整備	レート呈示責任者は、レート呈示に対して責任を有する管理職の者であって、短期金融市場またはその他の関連市場における取引について十分な経験・能力を有するとリファレンス・バンクが判断する者とする。	<ul style="list-style-type: none"> レート呈示責任者を短期金融市場又はその他の関連市場における取引について十分な経験・能力を有するとリファレンス・バンクが判断する者としているか。 レート呈示責任者が、正規の任命手続を経て任命されており、その適切な記録が保持されているか。
同	レート呈示担当者は、レート呈示責任者の監督の下、適切にレート呈示業務を遂行できるとリファレンス・バンクが判断する者とする。	<ul style="list-style-type: none"> レート呈示担当者をレート呈示責任者の監督の下、適切にレート呈示業務を遂行できるとリファレンス・バンクが判断する者としているか。 レート呈示担当者が、正規の任命手続を経て任命されており、その適切な記録が保持されているか。
同	リファレンス・バンクは、レート呈示を行う担当者以外の者によ	<ul style="list-style-type: none"> レート呈示に先立って、レート呈示担当者以外の者によ

行動規範項目	リファレンス・バンクの遵守事項	保証業務手続項目例
	<p>る呈示レート of 精査・検証等、複数の者による呈示レートのチェック態勢を整備するものとする。</p>	<p>る呈示レートの精査・検証等の手続が社内規程に定められており、適切に実施されているか。</p>
同	<p>リファレンス・バンクは、運営機関または関係当局等からのレート呈示内容に対する照会・苦情・対処依頼に適切に対応するための態勢を整備するものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全銀協 TIBOR 運営機関又は関係当局等からの照会・苦情・対処依頼に適切に対応し、記録する態勢が整備されているか。 ・ 照会・苦情・対処依頼の対応状況がコンプライアンス部門等でモニタリングされる態勢が整備されているか。
(3) レート呈示にかかると利益相反を管理するための態勢整備	<p>リファレンス・バンクは、レート呈示における利益相反を適切に管理する態勢を整備するものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ コンプライアンス部門等の関与の下、レート呈示における利益相反を適切に管理する態勢を整備されているか。 ・ コンプライアンス部門等、独立した部署がレートの呈示を適切に行われるための態勢整備に関与しているか。 ・ レートの呈示責任者及びレート呈示担当者並びに全銀協 TIBOR を参照するトレーディング業務の責任者及び担当者を適切な範囲で近接させないよう措置が講じられているか。 ・ レート呈示に関わる者以外の者が、レート呈示に関連する記録、データ、通信記録にレート呈示前にアクセスできないよう制限されているか。
(4) 呈示内容に関する情報交	<p>リファレンス・バンクにおいて全銀協 TIBOR を参照する金融商品に</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ レート呈示責任者及びレート呈示担当者に対する不適切

行動規範項目	リファレンス・バンクの遵守事項	保証業務手続項目例
換、調整等の禁止	係るトレーディング業務を行う部署の担当者・責任者は、社内および他のリファレンス・バンクのレート呈示責任者およびレート呈示担当者に対して、レート決定への不適切な働きかけ、およびこれに類する行為を厳に行ってはならないものとする。	<p>な働きかけ、及びこれに類する行為が社内規定等で禁じられているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> 社内通報制度が整備されているか、またレート呈示に関わる通報がないか。
(7) 監査の実施	リファレンス・バンクは、レート呈示にかかる本行動規範等の遵守状況についての内部監査を原則年1回実施するものとする。	<ul style="list-style-type: none"> 内部監査部門等がレート呈示にかかる行動規範等の遵守状況について、適切なリスク評価を実施し、内部監査を原則年1回実施しているか。

付録4 経営者確認書の文例

以下は文例であり、適宜、適切に修正して利用することが想定されている。

	平成×年×月×日
〇〇監査法人	
代表社員	公認会計士 〇〇〇〇 殿
業務執行社員	
	株式会社〇〇銀行
	取締役社長 (署名)
	(又は記名捺印)
<p>当社の平成×年×月×日現在の全銀協 TIBOR 行動規範の遵守態勢に関する経営者の書面による主張（以下「経営者報告書」という。）の保証に関連して、下記のとおりであることを確認いたします。また、経営者報告書の作成責任は、経営者にあることを承知しております。</p>	
記	
1. 全銀協 TIBOR 行動規範を遵守する責任は経営者にあることを承知しております。	
2. 全銀協 TIBOR 行動規範の遵守について適切な態勢を整備及び運用する責任は経営者にあることを承知しております。	
3. 当社は、全銀協 TIBOR 行動規範を遵守するための適切な態勢を整備及び運用していたことを確かめるために適切な手続を実施いたしました。	
4. 上記の適切な手続を実施した結果、平成×年×月×日現在において、当社が全銀協 TIBOR 行動規範を遵守するための適切な態勢を整備及び運用していたと判断しており、経営者報告書は当社の全銀協 TIBOR 行動規範の遵守態勢の状況を正しく示しております。	
5. 当社は、貴監査法人から要請のあった次の書類及び経営者報告書に記載の事項に関連すると認識している記録、文書及びその他の物を含む全ての情報を貴監査法人に提示いたしました。	
(1) 全銀協 TIBOR 行動規範の遵守態勢に関連する文書・資料	
(2) 株主総会、取締役会及び経営会議や常務会等の重要な会議の議事録（本日現在開催済みで議事録未作成の場合はその要旨の記録を含む。）	

6. 当社は貴監査法人が必要と判断した人物へのアクセスを提供しました。
7. 全銀協 TIBOR 行動規範の遵守態勢の開示すべき重要な不備等、全銀協 TIBOR 行動規範非遵守、全銀協 TIBOR 行動規範の遵守態勢に影響を与える可能性のある不正及び訴訟事件等又はそれらの疑いのある事項は（以下を除き）ありません。
-
8. 全銀協 TIBOR 行動規範の遵守態勢に重要な影響を及ぼす後発事象は（以下を除き）ありません。
-
9. 次に該当する事項はありません。
- (1) 行政官庁等の規制当局からの通告・指導等で、全銀協 TIBOR 行動規範の遵守態勢に重要な影響を与える事項
 - (2) 全銀協 TIBOR 行動規範の遵守態勢に重要な影響を与える経営者の意思や判断に依存している事項
10. 当社の従業員、元従業員、投資家、行政官庁等の規制当局又はその他の者から入手した、全銀協 TIBOR 行動規範の遵守態勢に影響する不正の申立て又は不正の疑いに関する情報はありません。
11. 全銀協 TIBOR 行動規範の遵守態勢に関する保証報告書（以下「保証報告書」という。）は、当社と全銀協 TIBOR 運営機関の利用に供することを目的として貴監査法人が作成されたものであり、その他の第三者に対して、保証報告書に係る保証業務が実施されたこと又は保証報告書が提出されたことの開示又は保証報告書の提示及び内容の全部若しくは一部の引用は行いません。
12. 行動規範の遵守態勢に関して、個別に又は他の不備と合わせた場合に、開示すべき重要な不備に相当する不備は（以下を除き）ないと判断しております。
-
13. 【その他経営者の意思、判断に依存している、又は必要と認めた事項】

以 上